（調査事項等）

第六条　住宅・土地統計調査は、次に掲げる事項（以下「調査事項」という。）を調査する。

一　世帯に関する事項

［イ　略］

［削る］

ロ　［略］

ハ　同居世帯に関する事項

［ニ　略］

［二　略］

三　住宅等に関する事項

［イ～ニ　略］

ホ　構造

［略］

ヘ　［略］

ト　［略］

チ　［略］

リ　建て替え等に関する事項

［略］

ヌ　［略］

ル　［削る］

［削る］

［四～六　略］

七　建物に関する事項

イ　世帯の存しない住宅の種別

ロ　種類

［略］

ハ　［削る］

ニ　世帯の存しない建物の構造

ホ～リ　［略］

2　総務大臣は、住宅・土地統計調査に用いる調査票の様式を定めたときは告示する。

（統計調査員）

第八条　住宅・土地統計調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第三項に規定する指導員にあっては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

［一・二　略］

2　統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査単位区（市町村長から指定された調査単位区をいう。以下同じ。）内に在る調査住宅等及び調査世帯に係る調査票の配布及び取集、調査世帯に係る識別符号（総務大臣が調査世帯を識別するために付した符号をいう。第十三条第一項第一号及び第十六条第三項第一号において同じ。）を記載した書類の配布、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

［3～6　略］

7　都道府県知事は、前項の規定による報告があった場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

（調査事項等）

第六条　住宅・土地統計調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。

一　［同上］

［イ　同上］

ロ　種類

ハ　［同上］

［新設］

［ニ　同上］

［二　同上］

三　住宅に関する事項

［イ～ニ　同上］

［新設］

ホ　［同上］

ヘ　［同上］

ト　［同上］

チ　住宅の建て替え等に関する事項

リ　［同上］

ヌ　［同上］

ル　世帯の存しない住宅の種別

ヲ　種類

［四～六　同上］

七　［同上］

［新設］

［新設］

イ　［同上］

ロ　構造

［新設］

ハ～ト　［同上］

2　総務大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

（統計調査員）

第八条　住宅・土地統計調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

［一・二　同上］

2　統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査単位区（市町村長から指定された調査単位区をいう。以下同じ。）内に在る住宅等及びこれらに居住している世帯に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

［3～6　同上］

7　都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。